

# 戦国武将の官途・受領名

——古河公方足利氏と後北条氏を事例にして——

長塚 孝

はじめに

戦国大名権力と官途・受領名の問題については、研究が乏しい<sup>①</sup>。それは、守護職のように領国支配の中で効力を発するものではないために、実体的な権力機構との密接なつながりを持っていないことと、事例の地域的な較差から一貫性を求めにくいからなのであろう。しかし、官途・受領名になんらかの意味があつてつけられる以上、直接的に基礎構造や権力論に結び付かなくとも——花押や印章を素材とした研究<sup>②</sup>に見られるように——政治史・政治思想などの問題に対して有効な手段とならないだろうか。そのために本稿は、古河公方足利氏と後北条氏を通して戦国武将の官途・受領名の意義とその思想傾向について検討することを目的としている。

そこでまず官途・受領名について述べる前に、後北条氏の改姓と叙任についてふれておきたい。小田原城主伊勢氏綱は、江戸城奪取前後にあたる大永三年（一五二三）六月から翌四年十一月までの間に姓を北条にかえている。これは既存の上杉氏体制に対抗するための、執権||関東管領職||副將軍を前提とするイデオロギー的行為<sup>③</sup>、あるいは鎌倉北条氏||相模守・武蔵守であることから、相武支配の正当性を主張するための行為であると考えられている<sup>④</sup>。どちらにせよ、北条改姓は守護職の授受とは違い、一国支配の安定を目的とするものではないのである。

さらに氏綱は天文二年（一五三三）三月以前には従五位下・左京大夫に叙任される。左京大夫は室町幕府下では有力守護によく与えられる官途だが、問題なのは四位に相当するその高さよりも、なぜ左京大夫が選ばれたかということである。これを改姓と同じように鎌倉北条氏にあてはめてみると、鎌倉期では嘉禎二年（一二三六）十二月に北条泰時が左京権大夫に任ぜられてから、いくつかの例がある。とすれば、これは単なる官途の相対的高位性だけでなく、氏綱は「北条左京大夫」になることに意味があると考えたものと思われる。氏綱の子氏康が、のちに相模守となるのと同様、北条改姓をさらに補強していく思想的行為なのだと考えたい。このような行為は単発的に行われるのではなく、何度かにわたり継続して行われていることに注目しなければならぬのである。

これらを前提として以下では、後北条氏が足利義氏を公方として擁立する時期から天正期を中心に、公方義氏と北条氏政、さらに氏政の弟である氏照（武蔵滝山城主）と氏邦（同鉢形城主）らの官途・受領名を事例として、扱うこととする。

#### 一 足利義氏の官途とその契機

古河公方足利義氏は、天文二十一年（一五五二）に家督をつぎ、同二十四年十一月に元服した。「喜連川判鑑」によると、このとき従五位下・左馬頭に任ぜられ、弘治三（四の書き誤り）年（一五五七）二月には従四位下・右兵衛佐になったことが記されている。まず、これらを確認してみたい。

天文二十四年の従五位下・左馬頭については、「喜連川判鑑」以外の史料からは義氏が叙任されていることをあきらかにはできない。というのは、この年の十二月十六日に発給された公帖<sup>⑤</sup>には、義氏は「源（花押）」と署判を加えているのである。本来ならば、公帖には官途・受領名のいずれかを記すはずなのであるから、左馬頭に任じられているならば、「左馬頭（花押）」か、あるいは「従五位下（花押）」とするのが当然であろう。しかし実際にはそうしてはいないのである。また、左馬頭

は足利氏の伝統的な官途であり、そのあとに付けるならばよほどの「昇進」を感じさせるものでなければならぬはずであるが、右兵衛佐は左馬頭と位階が同一（従五位上）であり、特別重要視されるような昇進にはならない。こうしてみると天文二十四年段階に従五位下・左馬頭に任じられたという「喜連川判鑑」の記事は事実ではないであろう。

つぎに、弘治四年（永禄元）の従四位下・右兵衛佐についてみてみたい。これについては、最近発見された「生田氏所蔵文書」に、正五位下の義氏を従四位上に叙する弘治四年二月二日付けの口宣案が残っている。<sup>(7)</sup>「喜連川判鑑」の方には従四位下に叙せられたというように載っており、多少の誤差はあるものの位階については大体実情を把握しているといえるであろう。だが、問題は右兵衛佐についてである。義氏の発給文書には弘治・永禄初期にはこれを名乗っているものはない。義氏が右兵衛佐であることが確認される最初の史料は、六年後の永禄七年（一五六四）八月一日付の鶴岡八幡宮宛の願文であり、この時期にならなければ彼の官途は出てこないのである。<sup>(8)</sup>これは、義氏が弘治四年当時から右兵衛佐であったことを証明してはいない。<sup>(9)</sup>

義氏を擁立した後北条氏は、永禄三年（一五六〇）ごろから越後上杉氏と武力衝突をおこすが、これによって同元年から義氏の居城であった関宿城は上杉方諸勢力の圧迫によって放棄せざるをえなくなる。そして彼は江戸・小金・小田原など各地を転々としていた。<sup>(10)</sup>その間に後北条氏は、同五・六年の松山合戦、翌七年の第二次国府台合戦による里見氏撃退、同年七月ごろの太田資正の岩付追放などによって戦線を北へおしあげていった。この年、義氏はようやく鎌倉に座所をおちつけて諸将から「鎌倉様」と呼ばれている。そのような時期に初めて官途がみえているのである。これは偶然ではなく、実際このときから右兵衛佐を名乗りはじめたからと考えるべきではなからうか。つまり、永禄七年に右兵衛佐になったのではないかということである。

では、なぜ義氏は右兵衛佐となったのであろうか。代々の公方家ではこの官途を付けられた人物はおらず、<sup>(11)</sup>ほとんどが左馬頭か左衛門督なのである。しかも前述のように、右兵衛佐は従五位上相当であり、他の東国大名に比較して決して高い地位に

ある官途ではない。それでもなお、右兵衛佐であるのにはなにがしかの政治的理由があるからであろう。

右兵衛佐の初見である義氏文書は、よく知られているように、花押が今までの関東公方の形式から当代の室町將軍足利義輝の形式に変えられている。<sup>(12)</sup> 関東の將軍である自己主張の方法に一大変化をもたらしているわけであるが、花押に限らず官途の上からも、あらたな政治思想を想定しているのがこの文書といえるのではないだろうか。そこで過去の例にあたってみると、東国でこの官途を名乗って公方クラスの人物はただ一人、源頼朝であることに気がつくのである。

義氏を擁立する関東管領は、前述のように北条左京大夫であった。源右兵衛佐（頼朝）と北条左京大夫（泰時以来）、つまりこれは東国支配の正当性を主張するものとして、前代の主権者たちにもみずからを想定しているのである。おそらくこの企ての中心は後北条氏であろう。後北条氏は、北条改姓・左京大夫任官につづいて、公方とみずからの官途等に一貫性があるように設定し、越後上杉氏をはじめとする反後北条方諸将らに対して、あるいは在地の諸階層に対して、その支配権の正当性を主張したとみるべきであろう。とするならば、永祿七年に鎌倉へ移った際の義氏の呼称「鎌倉様」にも、それ相当の意味がこめられていたのであろう。すなわち源頼朝＝鎌倉様＝関東の將軍ということ、後北条氏はこれを補強・強調したかったのではないだろうか。<sup>(13)</sup>

そして、義氏にもこれに積極的に応ずる理由があった。それは反後北条方に異母兄藤氏を公方とし、上杉輝虎を関東管領とする論理が存在したからである。管領どころか公方までもが両立し、双方に決定的な正当性がない以上、これらの官途の持つ意味も決して小さくはなかったはずである。戦略的に優位に立った時点において名乗った右兵衛佐は、関東の將軍足利義氏の宿敵に対する思想上の決定打であった。

## 二 北条氏照の受領名

つぎに、このち官途・受領名がどのように使われていくのかについて、北条氏照の事例、受領名陸奥守を通して考えてみたい。

氏照はいつから陸奥守を名乗るのか。これについては佐藤博信氏によれば、天正三年（一五七五）八月から翌四年の九月までの間であるとされている。<sup>(14)</sup> まず、この点について検討しておこう。佐藤氏が、北条氏照が陸奥守となる以前の、仮名源三を名乗る最後の史料と考えられているのは、八月十二日付芦名殿宛氏照書状である。<sup>(15)</sup> この書状は、氏照が会津の芦名盛氏へ上野方面への軍事行動などについて知らせているもので、書状の年代推定は、文中の「盛興御遠行、於拙者落力、御心中察存候、」という部分によるものと考えられる。これは氏照が、盛氏の子息である盛興が死去したことを悼んでいる記事である。ところが、書状を紹介した三鬼清一郎氏は、この部分から天正二年であるとされている。<sup>(16)</sup> まず、この点についてどちらが正しいのかを確かめておきたい。

会津地方の政治・社会状況をよく伝えている「塔寺八幡宮帳」天正三年の裏書には、「六月五日、御きたさま御せんけなされ候」とある。この記事をそのまま表書と同一時期のものであるとすれば、盛興の死去は三年のこととなる。<sup>(17)</sup> これに対して「伊達輝宗日記」によると、天正二年六月七日に輝宗は、最上領国との境に近い出羽中山（山形県上山市）において、芦名盛興が五日に急死したと聞かされている。<sup>(18)</sup> また、「大蟲岑和尚語集」にも「奥北津陽之太守芦名盛興公、不意甲戌林鐘初、俄然而逝去」<sup>(19)</sup>とあり、二年の六月はじめに急死したことが記されている。たしかに、「長帳」の記載は会津地方の状況には詳しいが、必ずしも正確であるとはいいがたく、表書と裏書の年代が一致しているとは限らない。その点で本人の日記であるため、伊達輝宗の日記の方が信頼するに足りると言える。したがって、盛興の死が天正二年である以上、氏照の書状も同年の八月に出されたことはあきらかである。

となれば、氏照が源三と名乗るのは、天正二年十二月十二日付の北条家印判状に奉行人として見えるのが、今のところ最後といえよう。そして陸奥守を名乗る初見史料は天正四年九月二十六日であること<sup>(21)</sup>から、氏照は天正二年の末から同四年九月下

旬までの間に陸奥守を名乗ったことになる。

この北条氏照が陸奥守を名乗るといふことには、どのような意味がこめられているのであろうか。天正二年から四年のころというのは、後北条氏が関宿城の築田氏を降伏させて古河公方領への権力浸透をはかり、さらには下野小山氏をその居城から駆逐した時期であり、旧利根川以北へ対して直接的軍事行動が本格化されたころにあたる。氏照はその中で、古河公方を監督し、小山領の支配に手をつけはじめている。佐藤博信氏によれば、氏照が陸奥守を名乗るのは、外交権をふくめて後北条領国の東北方面のおさえにあたるためというのと同時に、小田原の北条当主に最も近い政治的有力者であることを自認しての行爲であるとされている。<sup>(22)</sup> 鎌倉期において、陸奥守は北条一族の有力者につけられ、室町期でも一般の守護には与えられない、いわば特殊な受領名といえるものであった。

それならば、氏照の陸奥守受領の契機とは何だろうか。時期的な問題から考えられることは、後北条氏の古河公方御料所の把握と関連するのではないかということである。後北条氏は、天正二年から御料所への直接介入を推進しようとしているが、<sup>(23)</sup> 後北条氏一門の最有力者として、さらに公方家の監督・補佐をしようとするならば、鎌倉北条一門と同様の受領名は格好の思想的素材になったに違いない。陸奥守というのは、古河公方足利氏と後北条氏との関係の中でみずからの政治的位置を公言するものにほかならないと考えられる。かつて後北条氏が、関東地域における社会秩序に対応するために、北条改姓や左京大夫叙任を望んだのに比較してみると、陸奥守は左京大夫という北条当主の官途から出発しながらも、旧来の東国の思想的な枠ではなく後北条氏内部で生成された思想表現であるといえる。またそのために、陸奥守の論理は左京大夫北条家（小田原の北条家）が消滅しない限り、無限定な思想的効力を持つということができるだろう。<sup>(24)</sup>

### 三 北条氏邦の受領名

ついで、北条氏邦の受領名安房守について考えてみたい。まず、いつごろから守房守になるかということだが、氏邦の仮名新太郎のみえる最後の史料は元龜三年（一五七二）正月十五日の北条氏政条目<sup>(25)</sup>であり、安房守の初見史料は天正五年（一五七七）閏七月八日の氏政書状<sup>(26)</sup>である。したがって、元龜三年初頭より天正五年閏七月はじめごろまでの五年半の間に、氏邦は安房守を受領したことになる。五年半というかなりの時間的な開きになるが、時期的な問題からみてみると、氏邦が新太郎と名乗っていた段階ですでに越相同盟が破綻しているので、越後上杉氏に譲歩をするような思想的影響は受けていないだろうと考えられる。

さて、この安房守はどのような契機によって氏邦に名乗られるようになったかということだが、これについても唯一佐藤博信<sup>(27)</sup>氏の見解があるだけである。佐藤氏は、氏邦が後北条氏の上野方面進出の責任者であったことから、受領名は当時沼田城（群馬県沼田市）を確保していた真田安房守昌幸を意識して受領したものと推定されている。二人の武将がお互いに安房守を名乗り合うというのは、それほど受領名に政治的効果があるということとを匂わせていよう。ただし、真田昌幸が安房守を名乗る初見史料は天正八年三月九日付けの書状<sup>(28)</sup>であり、氏邦の初見よりも三年あとなのである。とすれば、安房守受領は真田昌幸が北条氏邦の模倣をしたものと考えた方がよいのではないだろうか。

そこで、安房守使用の前例を考えてみると、山内上杉氏の当主で使用されている例があるのに気がつかされる<sup>(29)</sup>。かつて山内上杉氏は、上野を本拠としており守護にも任じられていた。氏邦はこれを前例としているのではないだろうか<sup>(30)</sup>。当面の課題として上野一國支配を目的とする後北条氏は、山内上杉氏の使用した受領名を氏邦に襲用させることにより、上野進出を正統的に実施することを内外にあきらかにしたといえるであろう<sup>(31)</sup>。ただ、山内上杉氏の受領名は利用していても、上野守護職補任ではないところに注目すべきである。

ところで、安房守の思想的表現が、北条氏照の名乗る陸奥守の場合とはまったく逆であることは興味深い、上野一カ国という枠組みの中に展開させているこの表現方法は、氏邦にとっては外的状況への対応という形式を踏んでいるものといえるから

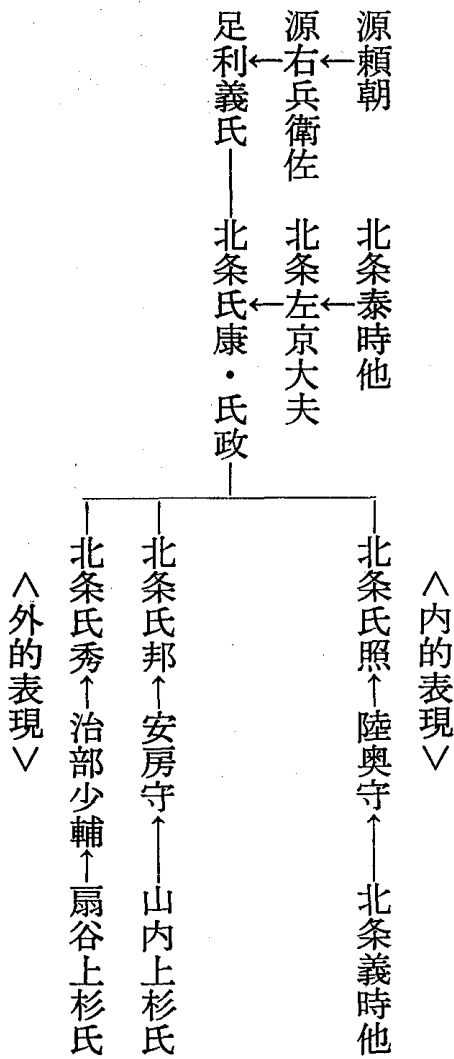
である。これは、陸奥守と違って地域的には限定的な効力しか発しないものだが、東国の伝統的枠組みの中にはめこまれた思想形式としては、かつての北条改姓や左京大夫叙任という後北条氏当初の政治思想的行為の系譜を引く行動ととらえることができるであろう。

なお、同じ後北条氏一門には扇谷上杉氏の官途を使用した例もあった。天正前期に江戸に在城した北条氏秀である。氏秀の場合は、治部少輔という扇谷上杉氏が名乗った官途を襲用している。<sup>(32)</sup> 氏秀の場合は江戸城と治部少輔が一体的なものとして意味を持たされているのであろう。<sup>(33)</sup>

### むすびにかえて

以上簡単ではあるが、後北条氏の改姓と官途の叙任を前提として、足利義氏・北条氏照・北条氏邦らの官途・受領名の使用時期とその契機について述べてみた。ここでは右の事例をふまえつつ戦国武将の官途・受領名の特徵について考えておきたい。

#### 〔官途・受領名関係図〕





まず第一点として、受領名の一般性という問題からいえることだが、受領名と守護職の獲得とが決定的に相違するのは、守護職は一国内を制圧あるいはある程度把握した段階でつけられる実質的なものであるということ。これに反して受領名は、実際には支配していないか、あるいは国内の多くがいまだ制圧できていない場合に名乗られるものであるということである。すなわち受領名は、今後の支配への方向性をあらわす思想的表現といえるであろう。

第二点としては、事例に即していえば、官途・受領名が思想的表現である以上、永続性をもちにくい性格を有しているのではないかと考えられることである。したがってこれらは順次補強されていかなければならず、右兵衛佐・左京大夫だけでは東国支配への貫徹された表現とはならなかったであろうということである。<sup>(84)</sup>

第三点として、守護職と異なりあくまでも観念的なものであるため、後北条氏は東国支配に考えられる有効な官途・受領名はどのような形態であっても採用してその独占をはかっているのではないかとすることである。これは各地域の在地の状況への個別対応を重要視し、現地即応の政治思想を指向しているためである。そして、それらの官途・受領名を付けた武将の上に小田原本城主が存在しているわけであるから、前代のいかなる権力をも後北条氏は超越する権力機構であることを誇示していることになる。しかしながら、そこに使用される官途・受領名には本来的な思想表現としては一貫性がなく、ただ有効性の感じられるものを物理的に集積しているのみともいえる。その意味からいえば、すでに政治思想上の化学変化を経験した豊臣権力とは異質な思想構造を保持している権力体であった、ということができらるであろう。

註 (1) 最近公表された官途・受領名に関する成果として佐脇栄智「戦国武将の官途受領名と実名」(『戦国史研究』九号)があげられるくらいである。

(2) 佐藤進一「日本花押史の一節―十六世紀の武家の花押―」(『名古屋大学日本史論集』下)・佐藤博信「戦国武将と印判―足利義氏の場合を中心に―」(『荘園制と中世社会』)などに代表される。

(3) 佐藤博信「北条氏と後北条氏」(『鎌倉遺文』月報一六)

(4) 佐脇栄智「北条氏政権」(『神奈川県史』通史編一)

(5) 『古河市史』資料中世編(以下『古河』と略す)一五四一号

(6) 「長楽寺文書」(『古河』九三〇号)

(7) 鈴木宏美「生田氏蔵古河公方関係文書四点」(『埼玉県史研究』一六号)。なお、この口宣案に関して若干述べておきたい。口宣案には足利義輝の袖判があることに對して、鈴木氏は「安保文書」を論拠に、このような事例がままあったと指摘されているが、位階に関する口宣案に室町將軍の袖判が加えられている例は、東国では皆無に近いという(渡政和氏の御教示)。將軍の袖判のある天皇文書であるなしかかわらず、官途・受領名が主従関係の中で頻発されるのに対して、身分上の絶対基準である位階はあくまでも朝廷の権限であつたとするならば、この口宣案は非常に珍しい事例といえる。以上のことを勘案するならば、袖に判を加えた口宣案こそ、義氏に対する義輝の強烈な意志の表現形態ではなからうか。なお、義輝と義氏については、花押形の変化から両者の関係をとらえた佐藤進一註(4)論文の指摘がある。

(8) 「鶴岡八幡宮文書」(『古河』一〇五三号)

(9) この点について鈴木註(7)論文では、義氏が右兵衛佐を名乗った文書はないとされているが、なにかの間違ひであろう。

(10) 佐藤博信「足利義氏とその文書」(『日本歴史』二九七号)

(11) 「喜連川判鑑」には小弓御所足利義明が右兵衛佐であつたとするが、史料からは確認できない。

(12) 佐藤註(10)論文

(13) むろん、この思想を受容するのは在地の諸階層であるが、その前提として、在地における史書・歴史文学の普及がなければ、前代の官途・受領名もそれほど役に立たないのではないだろうか。

(14) 佐藤博信「北条氏照に関する考察—古河公方研究の視点を中心に—」(『続莊園制と武家社会』)

(15) 「名古屋大学文学部所蔵文書」(『福生市史資料編』中世一九三号、以下『福生』〇〇号と略す)。ただし筆者は閲覧の時間的余裕がなかったため、三鬼氏の指摘される(次註)東京大学史料編纂所架蔵レクチグラフ「佐竹文書」によって確認した。

(16) 三鬼清一郎「北条氏照の一史料」(『年報中世史研究』三号)

(17) 「会津四家合考」・「新編会津風土記」などがこの説をとる。

(18) 『米沢市史』資料編一—五〇〇P

(19) 『会津若松史』八一—二一三P

- (20) 「鷲宮神社文書」(『福生』一九八号)・「西田文書」(『福生』一九九号)
- (21) 「武州文書」一六(『福生』二〇五号)
- (22) 佐藤註(14) 論文
- (23) 拙稿「足利義氏政権に関する一考察」(『史学論集』一五号)
- (24) なお、氏照の家臣近藤綱秀は、天正九年より出羽守を名乗り独自に判物を発給しているが(『新編武蔵国風土記稿』一〇三、『福生』二五〇号など)、これは陸奥守に対応して付けられたものであろう。
- (25) 「由良文書」(『新編埼玉県史』資料編六一七一九号、以下『埼玉』〇〇号と略す)
- (26) 「富岡家文書」(『埼玉』九二一号)
- (27) 佐藤博信「戦国期における東国国家論の一視点―古河公方足利氏と御北条氏を中心として―」(『歴史学研究』一九七九年度大会別冊)
- (28) 「蓮華定院文書」(『群馬県史』資料編七一二九九一号)
- (29) たとえば上杉憲実などは、その典型的な例であろう。
- (30) 浅倉直美氏によれば、安房守受領は支城主の本城奉行人化・大途被官の大量動員という後北条氏の一連の政策であり、氏照と同時期に安房守を名乗ったのではないかという(『後北条氏の権力構造―鉢形領を中心として―』、『中世東国史の研究』)。
- (31) 北条氏邦の家臣で箕輪・沼田城を守る猪俣邦憲は、受領能登守を名乗りやはり自ら判物を発給した(浅倉直美「後北条氏の上野進出と猪俣能登守邦憲について」、『史学論集』一四号)。邦憲がなぜ能登守となったか判然としないが、上野では沼田城将の藤田信吉が能登守であった例などがあり、なんらかの意味があったものと思われる。
- (32) 江戸城を本拠とした上杉朝良が治部少輔であった。
- (33) 北条氏秀については別の機会にのべたいが、とりあえずは拙稿「北条氏秀と上杉景虎」(『戦国史研究』一二号)を参照いただきたい。
- (34) 当初、公帖に「右兵衛佐(花押)」と署判した義氏も、永祿十年には「従四位(花押)」と、官途よりも高い位階の方を記すようになっていく(『長樂寺文書』、『古河』一〇九六号)。これも、ことさら右兵衛佐を強調する必要がなくなりつつあることを示しているのではないだろうか。